

こども加算給付金児童追加給付申請書(請求書)

支給市区町村
葉山町長 殿



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )

2. 新たに給付対象となる児童(既にこども加算の対象となっている児童は記載不要です。)

(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	児童の状況	扶養者氏名
1		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生	
2		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生	

ア 令和5年12月1日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)  
 イ 「申請・請求者」と同一世帯、若しくは、別世帯だが扶養している令和5年12月2日以降申請期限(令和6年8月30日)までに生まれた新生児  
 ウ 令和5年12月1日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)  
 ※既に葉山町若しくは他市区町村から令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(7万円)や令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)又は、同様の給付金を受給している児童、若しくは、それらのこども加算給付の対象となった児童は対象外です。

3. 振込口座

○原則、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(非課税世帯 追加分:7万円)又は、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金の振込口座に振り込みます。

○葉山町からの給付歴がない方(町外からの転入者)は下記へ記載してください。(原則、1.の申請・請求者名義の口座)

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※		

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、葉山町 福祉課給付金担当(☎046-876-1111 内線522)までお問い合わせください。

※※※ 裏面も必ずご確認ください ※※※

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

こども加算給付金の支給要件(※)に該当します。

※ こども加算給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ア 申請者と児童は生計同一である。
- ① イ 他の親族等の扶養を受けている児童ではない。  
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- ウ 既に他市区町村で本給付金の支給を受けた世帯ではない。
- ② こども加算給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、葉山町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請受付期限までに葉山町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、こども加算給付金が支給されないことに同意します。
- ⑤ こども加算給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合やこども加算給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、こども加算給付金を返還します。
- ⑥ この申請書は、葉山町において支給決定をした後は、こども加算給付金の請求書として取り扱います。

**提出書類**

『こども加算給付金児童追加給付申請書(請求書)』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し(コピー)。

『別居している児童又は転出先で出生した児童の世帯の住民票の写し(コピー)』

※ 令和5年12月1日時点で別居している児童、令和5年12月2日以降転出先で出生した児童の加算給付を申請する場合

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。  
(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

**【署名欄】 ※必ずご記入ください。**

本申請内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名